

令和5年版福島県農作物病害虫防除指針の変更

○令和5年5月に登録内容の変更があった農薬

該当ページ	作物名	農薬名	変更があった箇所	変更前	変更後	変更月日
P134	トマト	ベネビアOD	有効成分ごとの総使用回数の制限(回) <b>有効成分「シアントラニプロール」</b>	4回以内(定植までの処理は1回以内、定植後の散布は3回以内)	4回以内(定植時までの処理及び定植直後の株元灌注は合計1回以内、定植後の散布は3回以内)	5月10日
P167	キュウリ	ベリマークSC	有効成分ごとの総使用回数の制限(回) <b>有効成分「シアントラニプロール」</b>	4回以内(定植までの処理は1回以内、定植後の散布は3回以内)	4回以内(定植時までの処理及び定植直後の株元灌注は合計1回以内、定植後の散布は3回以内)	

○令和5年5月に失効した農薬

失効月日	農薬名	備考	備考欄
5月29日	ダブルスターSB 1キロ粒剤	水稻P88	

注)最新の農薬登録情報を確認のうえ、農薬を使用すること。

注)メーカーにより使用基準が異なる場合があるため、ラベルに記載されている使用方法等を確認すること。